

令和7年度「業務改善助成金」

令和7年9月5日から拡充されました

拡充のポイント

①対象事業場の拡大

対象を事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所に拡大

- 秋田県の場合、事業場内最低賃金が951円以上1,031円未満の事業所が対象

②賃金引上げ後の申請

従来は、賃金引上げ後の申請は不可でしたが、9月5日から賃金引上げ後の申請も可能となりました

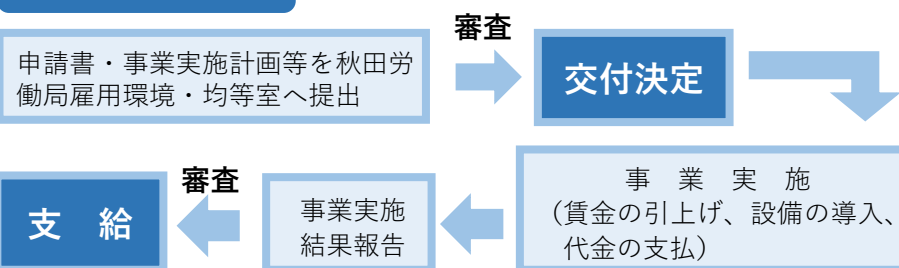
注意事項

- ・ **事業完了期限（賃金の引上げ、設備の導入、代金の支払）は令和8年1月31日です。**
厚生労働省の交付要綱では、申請期限は申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日となっていますが、秋田県の場合は最低賃金改定日（令和8年3月31日）が事業完了期限の後になっていますので、ご注意ください。
- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- ・ 事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・ **申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。**
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了することがあります。
- ・ 同一事業所の申請は年度内1回までです。

＜秋田県最低賃金＞

時間額 **1,031円**
効力発生日 令和8年3月31日

手続の流れ



令和6年度からの主な変更点

- ・ 交付申請から交付決定までの**標準処理期間**が1か月から**3か月**となりました。
- ・ 事業主単位の年間申請上限額が600万円となりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「**6か月以上**」になりました。

賃金を上げる労働者数・助成上限額

区 分	（下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象）				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上※1
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

申請様式等、詳しくはこちら



秋田県内での活用事例

【製造業】 麹室へのパネルヒーターの導入

導入前	電熱線では麹室の理想温度が維持できず、 麹の発育に大幅な時間を要していた
導入後	➤パネルヒーターに変更することにより麹 室の理想温度が維持され、麹の発育が早 くなり作業時間が大幅に短縮された

【飲食店】 配膳ロボットの導入

導入前	ホールスタッフによる配膳・下げ膳作業に 時間を要していた。
導入後	➤配膳ロボットを導入することにより労働 時間が大幅に削減された

【製造業】 高機能ミシンの導入

導入前	ニット製品製造について時間を要していた
導入後	➤ニット製品製造用の2種類のミシンを高 速かつ操縦性に優れているミシンに切り 替えることにより、労働時間を短縮する ことができた

【製造業】 自動包装機の導入

導入前	菓子袋詰め作業を手作業で行っていた
導入後	➤自動包装機を導入することにより、 所要時間が削減された

【製造業】 重量選別機及び振分装置の導入

導入前	製品袋詰めの計量について電子秤を使用し ながら手作業で行っていた
導入後	➤重量選別機及び振分装置の導入により自 動で計量・振分けを行うことができた ➤手作業による計量作業が大幅に軽減され た

【生活関連サービス業】 スチーマーの導入

導入前	これまで髪へのパーマ剤やカラー剤を自然 浸透させていた
導入後	➤スチーマーを導入することにより浸透 時間が15分～20分短縮された

【製造業】 除雪用ホイールローダーの導入

導入前	現在使用しているホイールローダーによる 除雪に平均して3時間要していた
導入後	➤バケット幅の広いホイールローダーを導入 することにより、除雪時間を半減する ことが可能となった

【卸売業】 高機能な測量機の導入

導入前	住宅建設等の基礎となるコンクリート杭施 工の測量をメジャーなどにより2名で行っ ていた
導入後	➤1名で測量可能な測量機を導入すること により、削減された人員をほかの作業に 充てることが可能となった

秋田労働局ホームページに
他の事例も掲載されております



厚生労働省

秋田労働局



【医療・福祉業】 福祉車両の導入

導入前	車椅子利用者の移送について普通乗用車に 行っていた
導入後	➤スロープ付の福祉車両を導入し、乗車ま での時間を半減することができた ➤安全性の向上につながった

＜お問い合わせ先＞
業務改善助成金
コールセンター
☎0120-366-440

＜申請先＞
秋田労働局雇用環境・均等室
秋田市山王7-1-3秋田合同庁舎4階
☎018-862-6684

＜貸金引き上げに向けた無料相談窓口＞
秋田働き方改革推進支援センター
秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
☎0120-695-783